

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和二十四年十月四日 火曜日  
第二千五百一十一号

## 告示

◇鳥取縣告示第五百三十九号

昭和二十四年九月二十九日附大井手普通水利組合管理者を次のように変更した。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣事務吏員 加納勝己

大井手普通水利組合管理者を命ずる

鳥取縣事務吏員 各務武雄

大井手普通水利組合管理者を解く

◇鳥取縣告示第五百四十号

昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百十八号鳥取縣衣料品小売業者諮問委員会規程の一部を次のように改め昭和二

十三年十一月三十日から適用する。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條第一項中「委員四十二名」を「委員四十六名」に改める。

◇鳥取縣告示第五百四十一号

鳥取縣立兒童福祉施設積善学園を鳥取縣會計規則第二條の規定による隣に指定する。

昭和二十四年十月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 公告

00182

解散団体に対する債権申出及び占有報告書の提出に  
つき

一、九月八日付法務府告示第五十一号で解散団体に指定された在日朝鮮人連盟、在日本朝鮮民主青年同盟(何れも縣本部、支部及び分会等一切の下部組織を含む)に対し債権のある方は、本年十月二十八日まで鳥取縣知事を経由して法務総裁(解散団体財産売却理事會)あてに申出られたい。

この期間内に申し出ない債権は考慮されません。

二、右に掲げた団体にも属していた財産を占有している方へ既に接收された財産についてはその必要がない)又は昭和二十年八月十五日以後解散団体から一万円以上の財産を譲り受けた方は十月八日迄に法務総裁(法務府民事局)あての報告書を縣知事に提出して下さい。

三、前二項による提出書類に記載することを要する事項は次の通りです。

よ、本件について御尋ねの向は鳥取縣総務部地方課

に御照会下さい。

1、債権申出書

1 申出人の氏名又は名称及び住所又は事務所

2 解散団体の役員員の職にあつたときはその旨及びその職務の内容

3 債権の額及び原因

4 先取特権、質権又は抵当権の有無

5 その他必要と認める事項

注意事項

イ 右債権の申出書にはこれに対する証拠書類又は寫を添付すること。

ロ 本申出書は正副二通を鳥取縣知事を経由して提出のこと。

2、財産占有報告書

1 氏名住所及び職業

2 解散団体の役員員の職にあつたときはその旨及びその職務の内容

3 財産の種類、数量及び所在

00183

彙報

鳥取縣

昭和二十四年九月二十日

一、町村の廢置分合について

(一) 廣島縣芦品郡福相村大字相方の区域を昭和二十四年九月一日から同郡新市町の区域に編入することになつた。

(二) 山口縣徳山市の内大字福川を分け昭和二十四年九月一日からその区域を以て福川町を置き、その属する郡の区域を都濃郡に定められた。

財産取得の原因、時期及び対償並びに前主の氏名及び住所  
5 その他必要と認める事項

注意事項  
この報告書は鳥取縣知事を経由すること。

鳥取縣

(三) 群馬縣群馬郡を分けて群馬郡と北群馬郡とし昭和二十四年十月一日から北群馬郡の区域に左記の町村が編入されることになつた。

記

群馬郡 澁川村

同 伊香保村

同 金島村

同 長尾村

同 小野上村

同 白郷井村

同 豊秋村

同 古巻村

同 明治村

同 桃井村

同 駒寄村

(四) 秋田縣山本郡瑞川村の内別紙(一)の通りの区域が昭和二十四年八月一日から能代市に編入された。

(五) 長野縣小縣郡富士山村は昭和二十四年九月一日か

ら同郡東塩田村と合併し東塩田村大字富士山となつた。

(内) 熊本縣飽託郡三和町の内大字池上、大字戸坂、大字谷尾崎、大字高橋の区域を以て池上村が昭和二十四年九月一日から設置された。

(外) 京都府乙訓郡新神足村、海印寺村及び乙訓村を廃しその区域を以て長岡町を置き昭和二十四年十月一日より施行される。

二、名称及び字区域変更について

(一) さきに長崎縣長崎市の区域の内字の名称並びにその区域を変更したが別紙(二)の通り訂正された。

(二) 鹿兒島縣内川辺郡枕崎町を枕崎市とし昭和二十四年九月一日から施行になつた。

(三) 長崎縣北松浦郡上志佐村の区域の内大字横辺田及び大字高野の名称が昭和二十四年九月一日から廃止された。

(四) 和歌山縣海草郡下津町の内別紙(三)の通り小字区域及び名称を昭和二十四年七月十日から変更された。

(五) 長崎縣西彼杵郡高浜村の内左記の通り字の名称を昭和二十四年九月一日から変更された。

記

旧 西彼杵郡高浜村南越名字中ノ島

新 西彼杵郡高浜村端島名字中ノ島

旧 西彼杵郡高浜村南越名字端島

新 西彼杵郡高浜村端島名字端島

三、地方公共団体公舎の位置変更について

(一) 島根縣八束郡本庄村役場は昭和二十四年八月二十四日左記の位置を変更した。

記

八束郡本庄村大字戸開四百六拾壹番地の四

(二) 鹿兒島縣始良郡東国分村役場の位置を昭和二十四年六月十五日から左記の通り変更した。

記

新位置 始良郡東国分村三四番地

(三) 高知縣香美郡富家村役場の位置を昭和二十四年三月三十一日から左記の通り変更した。

記

旧位置 富家村鬼田一〇三番地ノ三地

新位置 同 字寺の後六九九番地七〇〇番地

(四) 鹿兒島縣始良郡霧島村役場の位置を昭和二十四年七月二十三日から左記の通り変更した。

記

始良郡霧島村田口四十四番地

(四) 鹿兒島縣贈於郡志布志町役場の位置を昭和二十四年四月二十八日から左記の通り変更した。

記

新位置 贈於郡志布志町志布志二、五四二番地

旧位置 同 帖三、二二三番地

四、公印及び職印盜難紛失について

(一) 東京都立川市第三出張所では左記の通りの公印が昭和二十四年八月三日盜難被害があつた旨通知があつた。

記

形状 縦横とも十一耗半の四角判で横線二本を以つ

て三段に区分し市出印川三所と記載あり。立第張

(二) 新潟縣中頸城郡吉川村では左記の通りの村長職員を昭和二十四年八月九日紛失の旨通知があつた。

記

職印は木印六分角で図示の通りである。

新潟縣中頸城郡吉川村長印

(三) 福島縣安達郡青田村では左記の職印を東北本線五百川駅構内駅舎待合室で昭和二十四年七月十二日盜難にあつた旨通知があつた。

記

福島縣安達郡青田村収入役事務兼掌助役之印

(四) 德島縣麻植郡東山村では昭和二十四年八月五日出張途中に於て収入役印を紛失した旨通知があつた。

五、役場焼失について

(一) 徳島縣名東郡上八万村役場は昭和二十四年八月十日火災のため焼失したのでこれが復旧まで左記におして事務を執る旨通知があつた。

名東郡上八万村一宮字前山四〇國中寺内

別紙(一)

記

大字	旧郷字	新町名	備考
滑石郷	岩崎、久根平、打坂、長尾、横道、下揚、松原、橋本、田添、寺川内、谷角、廣刈、上床、堀立、立石、小川内、山下、木下、大久保、屏風岩、白岩、下山、檜原、堤平、山口、尾崎、西開、蔭平、四尺、宇都、田中、藤ノ平、山神、大佐古、小木場、中川内、宮下、平山、井ノ下、二葉山、保立自、多良、大平、藤ノ尾、中島、仁田ノ尾、七ヶ倉、大山、手熊峠	滑石町	なめいしまち
岩屋郷	堂ノ巢、宗重、堤平、宗重平、物見嶽、塔ノ尾平、松迫平、月燒、柿本、首ノ尾、三反田平、古園ヶ倉、松山ヶ倉、狩迫、音石、松ノ川内、蛙平、楠平、黒仁田、西山	岩屋町	いわやまち
東北郷	六地藏、赤迫、住吉、山裏、丸尾、宮本、住吉前、古川、鳥本、鹿ノ首、境松、黒岩、西山、四斗切、峯前、燒山	住吉町	すみやしまち
西北郷	古園、熊ヶ倉、白岩、石本、諏訪面、小石原、本谷、川原、鍋倉、柳谷、中園、中通	西北町	にしきたまち
西郷の内	勢谷自三五九〇至三八〇、八幡城、岩川、丸尾、千谷、杉谷、長峰、古今川内、角石、仙八谷、中川内、郡嶽、狩股、音無、清水川、白水、塚原、具所、椎立、江里、西善寺	西郷町	にしまち

同	下屋敷、藪田、札ノ辻、荒平、山口、鶉ノ迫、中通、勢谷自三五四至三五九〇、イ、勢谷自三八一至四二二	油木町	あぶらぎまち
家野郷	ウズロ谷、間山、瀬川、戸杓子、小角、春内、当干、日当ノ尾、長田、園樹、道ノ尾、吳庫、大井手、辻ノ下、新井手、高橋堤、稱檀ノ水、鹿ノ首	昭和田	しょうわまち
三組川内郷	兵底、小兵底、平尾、御手水、柳谷、狸谷、太尾、兵松、平古場、中通、大水場、小水場、駄落シ、上ノ角、折山、峠ノ坂、下ノ角、成和田、三分一、上鳥家、鳥家川、下鳥家	みかわまち	みかわまち
川平郷	谷頭、タブノ木、田中、井手国平、大屋敷平、椎木平、中原、八幡平、チシヤノ木原、並川原、桐木干、溝下、赤水平、力場平、力平、力場前、榎木平、筒水平、尾崎、上野平、大平、内平、金山平、春野平、伊良、迫、井手平、大良平、踊瀬、高峰、大迫、吉田千、女ノ都平、野添平	川平町	かわひらまち
木場郷の内	乙走、山内、六郎、帆船川内、太多尾、飛田、清水川、帆船、丸尾、松ノ平、小谷、平床、大織、西ノ迫、操卷、下本場、下り松、小松ノ平、柳、大戸平、白石原、大平、大久保、六枚板、天竺平、下ノ角、棚目平	三ツ山町	みつやままち
同	大迫、堀首、大野、松山、茶ノ木原、黒迫、障子山	あぜべつとうまち	あぜべつとうまち
	轉石、狸岩、原、平原、尾上、塩屋四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、第一四七七〇、四七九、四八〇、四八〇ノ一、四八〇ノ二、四八四、四八六、四八七、岸土ノ坂、芋燒	小ヶ倉町一丁目	こがくらまち
	塩屋(小ヶ倉町一丁目へ編入した分を除く)浜田自六一六ノ一至六二九、浜田自六四〇至六五〇、大平、白木ノ元、上猪渡、下猪渡、上堀切、下堀切自一四八一至一四九九ノ二、下堀切自一五〇一自一五一九、下耕地、上耕地	小ヶ倉町二丁目	こがくらまち
	柳、永坂、浜田自六三〇至六三九、後ノ坂、下堀切自一五〇〇イ第一一至一五〇〇、下堀切自一五二〇ノ一至一五二七、黒角枕	小ヶ倉町三丁目	こがくらまち
	下大山、熊ヶ峰、大山、応仁多、中大山、北大山、南大山	大岡山町	おうやままち



00190

同 犬円、兜、岩ノ上、高鉢  
 同 銅ノ下、銅ノ上、辻ノ下、辻、堂ノ浦、管ノ迫、飛渡、松島、四郎ヶ島  
 別紙(二)  
 町村名 大字名 字名 地番 地目 地積  
 高田村 比八田 十二ヶ村 二 原野 一、〇三二  
 三 同 三、三二六  
 四 畑 八、五三三  
 五 原野 四〇〇  
 六 畑 〇一八  
 七 原野 一、〇二九  
 八 畑 八、六〇〇  
 九 原野 九、三二〇  
 一〇 畑 九、五〇〇  
 一一 原野 一六、二二四  
 一二 畑 五、九二二  
 一三 原野 一六、六一八  
 一四 同 三、七二〇

一五 畑 九、〇〇〇  
 一六 原野 八、〇〇〇  
 一七 同 一、九〇〇  
 一八 畑 一〇、六〇〇  
 一九 同 一、五〇〇  
 二〇 原野 一四、一一二  
 二一 畑 一、九二二  
 二二 原野 一三、四一八  
 二三 同 一六、〇三二  
 二四 畑 七、一〇〇  
 二五 原野 一、二二八  
 二六 原野 一、二二八  
 二七 同 同  
 二八 宅地 六二〇

かみのしままち  
 神ノ島町二丁目  
 かみのしままち  
 神ノ島町三丁目

00191

二九 同	六二〇	四七 同	同
三〇 同	同	四八 原野	一〇三
三一 同	同	四九 同	一、二二八
三二 同	同	五〇 畑	〇一六
三三 原野	一、二二八	五一 原野	二二〇
三四 同	同	五二 同	一、七一六
三五 宅地	六二〇	五三 畑	一〇、一〇〇
三六 同	同	五四 原野	一〇、五〇二
三七 同	同	五五 宅地	一、〇〇〇
三八 同	同	五六 原野	一、二二八
三九 原野	一、二二八	五七 同	同
四〇 同	同	五八 宅地	六二〇
四一 同	同	五九 同	同
四二 同	同	六〇 同	同
四三 同	同	六一 原野	一、二二八
四四 宅地	六二〇	六二 同	同
四五 同	同	六三 同	同
四六 同	同	六四 宅地	六二〇



00194

一三三	畑	一三、一〇〇
一三四	原野	一四、一一三
一三五	畑	一三、七〇〇
一三六	同	七、〇〇五
一三七	原野	九、七一一
一三八	畑	七、五〇四
一三九	原野	八、九一一
一四〇	畑	一五、四〇〇
一四一	原野	一七、〇〇七
一四二	畑	一一、三〇〇
一四三	同	一五、七〇〇
一四四	原野	一二、一一二
一四五	原野	一九、六一三
一四六	畑	三、六〇〇
一四七	同	六、七〇〇
一四八	原野	一八、六一六
一四九	畑	一四、三〇〇

一五〇	原野	五、一一二
一五一	同	三、五一八
一五二	畑	八、五〇〇
一五三	原野	七、〇二二
一五四	同	七、四〇三
一五五	同	四、三三四
一五六	畑	一、九一八
一五七	原野	三、五一九
一五八	畑	一六、〇〇四
一五九	原野	七、九二二
一六〇	畑	一五、一〇〇
一六一	原野	六、九〇九
一六二	同	二、五〇〇
一六三	畑	八、二〇〇
一六四	原野	八、八〇〇
一六五	同	八、六〇〇
一六六	畑	六、六〇〇
一六七	原野	五九、四〇〇

00195

一六八	畑	一一、六〇〇
一六九	原野	一二、四二三
一七〇	畑	九、二〇〇
一七一	原野	一五、八〇〇
一七二	同	一八、六〇六
一七三	畑	一二、三三四
一七四	同	一五、一一二
一七五	原野	八、三二八
一七六	同	一二、五〇〇
一七七	畑	一一、六一五
一七八	原野	五、四二〇
一七九	畑	一一、五〇〇
一八〇	原野	一一、七二八
一八一	畑	二二、〇一五
一八二	原野	一一三
一八三	畑	一一、三二三
一八四	原野	一一、六二四
一八五	畑	五、五〇二

一八六	同	九、一〇九
一八七	原野	一一、九二〇
一八八	畑	一一、八二五
一八九	原野	一三、四〇六
一九〇	畑	二四、九〇〇
一九一	原野	九、九二〇
一九二	宅地	六二〇
一九三	畑	二二、七二六
一九四	宅地	六二〇
一九五	畑	一八、六一四
一九七	宅地	六二〇
一九八	畑	一〇、六一〇
一九九	原野	一六、一一〇
二〇〇	宅地	六二〇
二〇一	畑	一八、三〇〇
二〇二	原野	四、八〇四
二〇三	畑	一三、六〇〇
二〇四	原野	三、二二〇

00196

二〇五	同	六、五一
二〇六	同	一五、二二三
二〇七	畑	一〇、一〇〇
二〇八	同	一〇、九〇〇
二〇九	原野	同
二一〇	同	三、二二〇
二一一	畑	七、六〇〇
二一二	原野	七、四〇〇
二一三	同	六、七二四
二一四	畑	一、八〇〇
二一五	宅地	二〇三
二一六	原野	一、九〇五
二一七	畑	一、二二六
二一八	原野	一、二八〇
二一九	同	三、三〇〇
二二〇	畑	八、六〇〇
二二一	原野	一、三二一
二二二	畑	一四、〇一六
二二三	同	同
二三四	原野	一四、九〇〇
二三五	同	七、五〇〇
二三六	同	二、六〇〇
二三七	畑	四、八一八
二三八	原野	一、六〇七
二三九	畑	一五、二〇〇
二四〇	同	二〇、五〇〇
二四一	原野	三、九一〇
二四二	宅地	六二〇
二四三	畑	一、七八〇
二四四	原野	九、二二五
二四五	畑	二四、三〇〇
二四六	原野	三、三二二
二四七	畑	一七、五〇〇
二四八	原野	六、五二七
二四九	宅地	六二〇
二五〇	同	同

00197

二四一	原野	六、〇一〇
二四二	畑	一八、九〇〇
二四三	同	一八、〇〇〇
二四四	原野	六、三〇四
二四五	同	二、六〇二
二四六	同	二、三二〇
二四七	同	一、一〇八
二四八	畑	一、四二四
二四九	同	二、六〇二
二五〇	同	同
二五一	宅地	六二〇
二五二	同	同
二五三	畑	二、六〇二
二五四	宅地	六二〇
二五五	同	六三〇
二五六	同	六二〇
二五七	同	同
二五八	原野	二、六〇二
二五九	宅地	六二〇
二六〇	原野	二、六〇二
二六一	宅地	六二〇
二六二	畑	一、六〇〇
二六三	原野	一四、五〇九
二六四	畑	二〇、二〇〇
二六五	原野	四、八〇〇
二六六	畑	一五、八〇〇
二六七	原野	九、二〇〇
二六八	宅地	六二〇
二六九	原野	一、七二〇
二七〇	宅地	六二〇
二七一	原野	一、七二〇
二七二	宅地	六二〇
二七三	原野	一、七二〇
二七四	宅地	六二〇
二七五	原野	一、七二〇
二七六	宅地	六二〇

三三三	同	六、一一〇	三三一	同	三、二〇五
三三四	同	二、六一〇	三三二	同	三、三〇〇
三三五	同	四、八二〇	三三三	同	三、三二〇
三三六	同	一、八一〇	三三四	同	三、三三〇
三三七	同	一、三三二	三三五	同	三、三三〇
三三八	同	三、三一〇	三三六	同	三、三三〇
三三九	同	同	三三七	同	三、三三〇
三三〇	同	一、三三五	三三八	同	六、一一〇
三三一	同	一、三一〇	三三九	同	二、二二五
三三二	同	五、八二〇	三三〇	同	二、五〇〇
三三三	同	二、五二〇	三三一	同	五、六二〇
三三四	同	六、〇〇〇	三三二	同	三、一一〇
三三五	同	二、八〇〇	三三三	同	三、一二〇
三三六	同	六、三〇〇	三三四	同	二、八二〇
三三七	同	六、四二〇	三三五	同	三、二二〇
三三八	同	六、一一四	三三六	同	三、三〇〇
三三九	同	二、六一四	三三七	同	三、三二〇
三三〇	同	二、一〇三	三三八	同	三、三三〇

二七七	同	同	二九五	原野	六、八〇〇
二七八	原野	一、七二〇	二九六	畑	二〇、〇〇〇
二七九	宅地	六二〇	二九七	原野	二、四〇〇
二八〇	同	同	二九八	同	二、六〇〇
二八一	同	同	二九九	同	六、八〇〇
二八二	同	同	三〇〇	畑	一八、二〇〇
二八三	原野	一、七二〇	三〇一	同	一八、三〇〇
二八四	宅地	六二〇	三〇二	原野	六、七〇〇
二八五	同	一、〇〇〇	三〇三	畑	一七、四〇〇
二八六	原野	一、七二〇	三〇四	原野	七、六〇〇
二八七	同	同	三〇五	畑	一七、一〇〇
二八八	同	同	三〇六	原野	七、九〇〇
二八九	同	同	三〇七	畑	一九、〇〇〇
二九〇	同	同	三〇八	原野	七、四一〇
二九一	同	二〇、九一五	三〇九	畑	二〇、二〇〇
二九二	畑	二、七〇〇	三一〇	原野	六、三〇〇
二九三	宅地	六二〇	三一〇	山林	八〇〇
二九四	畑	一八、二〇〇	三一一	同	九〇五

三四九	同	二、五〇〇	三六七	同	同
三五〇	同	六、七二〇	三六八	同	三、三二〇
三五〇	同	二、四一八	三六九	同	同
三五二	同	六、〇二五	三七〇	同	三、三〇〇
三五三	同	三、一一〇	三七一	同	四三、一〇〇
三五四	同	二、五〇〇	三七二	道路	六、〇二〇
三五五	同	七、一一〇	三七三	同	一三、四二〇
三五六	同	六、六二〇	三七四	同	一六、六〇五
三五七	同	二、五〇〇	三七五	同	一、五一〇
三五八	同	二、四二〇	三七六	同	一一、〇二五
三五九	同	六、二〇〇	三七七	同	一一、〇二〇
三六〇	同	六、六二〇	三七八	同	一、〇二二
三六一	同	五、八一〇	三七九	同	二、九二五
三六二	同	二、五〇〇	三八〇	同	一、六二〇
三六三	同	六、一〇〇	三八一	同	同
三六四	同	二、五〇〇	三八二	同	三、五〇五
三六五	同	三、三一〇	三八三	同	六、九二五
三六六	同	三、四〇〇	三八四	同	二、二二五

三八五	同	二、三二〇	四〇三	同	八〇四
三八六	同	三、四二五	四〇四	同	八二四
三八七	同	三、四二五	四〇五	同	七二一
三八八	同	九二〇	四〇六	同	二〇四
三八九	同	三、五一〇	四〇七	同	三〇〇
三九〇	同	三、四一五	四〇八	同	七二八
三九一	同	三、二二五	四〇九	同	七二五
三九二	同	三、四二〇	四一〇	同	九二二
三九三	同	三、六〇五	四一一	同	八〇〇
三九四	同	二、四一五	四一二	同	八〇七
三九五	同	二、四二〇	四一三	同	五〇七
三九六	同	三、五〇〇	四一四	同	七二二
三九七	同	三、三〇〇	四一五	同	八二五
三九八	同	一〇、七〇五	四一六	同	八一五
三九九	同	四〇三	四一七	同	八〇一
四〇〇	同	一〇九	四一八	同	八一〇
四〇一	同	五一〇	四一九	同	八〇〇
四〇二	同	二〇一	四二〇	同	八〇一



